蔵王町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の手続きフロー

①設備の発電出力の確認

- 10kw未満 → 届出対象外
- 10kw以上 ↓

②設備の設置場所の確認

- 建築物の屋根又は屋上 → 届出対象外
- 建築物の屋根又は屋上以外 ↓

③設備の設置場所・発電出力の確認

- 禁止区域外・抑制区域外５０kw未満 → 届出対象外
- ・禁止区域外、抑制区域外　５０kw以上
  ・禁止区域内、抑制区域内　１０kw以上 ↓

④事前相談（事業者⇒町）※禁止区域・抑制区域の確認

【禁止区域】
災害が発生するおそれが極めて高い区域
【抑制区域】
災害防止、自然環境、景観、歴史的・文化的価値、森林・農地等の保全区域

［注意］
別紙「禁止区域・抑制区域の問い合わせ一覧」を参照のうえ、区域該当の有無を最初にご確認ください。

⑤関係法律に基づく開発の許可手続きの確認

⑥住民等への説明会開催・協議・対応（※事業内容の変更時も同様）
- 関係行政区の住民等への説明会
- 事業者への住民意見の提出
- 住民意見への書面回答と協議
- 必要に応じて、事業者への協定締結の要求
  （⇒協定締結書の写しを町へ提出）

事業者は、住民等の理解を得るよう努めなければなりません。

- 住民等への説明等不調 → 住民等への説明等継続
  - 適合 → ⑦協議の届出（事業者⇒町）※工事着手の９０日前までに
  - 不調 → 住民等への説明等継続
- 住民等への説明等適合 → ⑦協議の届出（事業者⇒町）※工事着手の９０日前までに

⑧審査　※必要に応じて再生可能エネルギー発電設備設置協議会の意見聴取

⑨協議会結果の通知　※必要に応じて条件あり（町⇒事業者）

- 許可等なし → 不同意
- 許可等あり
  - 不同意
  - 同意　条件あり → ※条件に対する必要な措置の届出
    - 届出なし → 指導・勧告 → 届出なし → 公表事前通知 弁明の機会 → 公表しない / 公表・報告
    - 届出あり → ※町確認 → ⑩工事着手（着手届出書の提出）
  - 同意 → ⑩工事着手（着手届出書の提出）

⑪工事完了（完了届出書の提出）
※町の完了確認

⑫発電事業の開始

・事業状況報告書　※年１回
（・事業者の変更があれば承継届出書）

⑬事業廃止（廃止届出書の提出）

＜既存事業者の手続き＞
令和６年３月３１日までに事業概要の届出が必要です。
※既存事業者についても、本条例の適用となります。
主なものは下記のとおりです。
- 事業者の責務
- 事業内容の変更（軽微な変更でない場合は、住民説明会が必要です。）
- 事業者承継
- 保守点検等の状況報告（年１回）
- 災害・事故発生時の対応
- 助言・指導・勧告等
- 事業廃止届